

## 千葉県感染拡大防止対策協力金 第3弾

### 《支給対象とならない事例》

#### 【営業時間】

例：準備の都合上、2月8日までは10時から21時まで営業していたが、2月9日から3月7日までは営業時間を20時までとし、酒類の提供は11時から19時の間とした。

- 遅くとも2月8日までに時短営業を開始していただく必要があるため、支給されません。

例：2月8日から営業時間20時まで短縮したが、常連客からの要望があり、3月1日だけ通常の営業時間である22時まで営業した。

- 営業時間の短縮については、3月7日まで継続して行っていただく必要があり、要請期間中に20時を過ぎて営業をした場合は、支給されません。

例：通常の営業時間は20時までとしているが、実際にはお客さんが店から出る時間は20時を超えていることもあった。

- 対外的に営業時間が20時までと示している店舗については、時間短縮の要請外であるため、支給されません。

※通常の営業時間を示していない場合は、実態に応じた判断となります。

例：要請に従って営業時間を20時までとしたが、実際にはお客さんが店から出る時間は20時を超えていることもあった。

- 20時以降は営業しないよう要請していますので、20時以降にお客さんがいる場合は、支給されません。

#### 【酒類の提供時間】

例：1月12日から営業時間は20時までとしたが、その間、酒類の提供は19時半まで行った。

- 営業時間の短縮とともに、酒類の提供は11時から19時までにしていただくよう

要請しているため、支給されません。

【テイクアウト（持ち帰り）専門店】

例：テイクアウト専門店だが、20時までに営業時間を短縮した。

- テイクアウト専門店については、時間短縮の要請外となりますので、支給されません。

【デリバリー（宅配）専門店】

例：デリバリー専門店だが、20時までに営業時間を短縮した。

- デリバリー専門店については、時間短縮の要請外となりますので、支給されません。

【自動販売機（ホットスナック）】

例：飲食店営業許可を取得して自動販売機で飲食提供しており、自動販売機による販売を20時以降は取り止めた。

- 自動販売機については、時間短縮の要請外となりますので、支給されません。

【イートインスペース】

例：コンビニ内にイートインスペースがあり、そこを20時以降は閉鎖した。

- コンビニやスーパーマーケットにあるイートインスペースの閉鎖については、支給されません。

【ホテル・旅館にある食堂】

例：旅館に宿泊者のみに対して食事を提供する食堂があるが、そこを20時以降閉鎖してルームサービスに切り替えた。

- ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合については、時間短縮の要請外となりますので、支給されません。

**【営業許可証の名義】**

例：要請期間前に知人から経営を引き継いで飲食店を運営しているが、営業許可証名義は知人のままである。

- 食品衛生法上、新規の営業許可が必要となりますので、経営者が異なる場合は支給されません。

**【営業許可証の有効期限】**

例：営業許可を取得して飲食店を経営しているが、営業許可証の有効期限が切れている。

- 食品衛生法上、営業許可証は有効期限到来前に更新する必要がありますので、許可証の有効期限が切れている場合は支給されません。